

新たな教育センター基本構想の一部見直し

令和3年12月

横浜市教育委員会事務局

＜目次＞

1	基本構想における新たな教育センターの整備方針	1
2	基本構想策定後の状況変化	3
3	基本構想の一部見直しの考え方	4
4	整備方針	4
5	整備手法及び事業者の公募	10

～基本構想の一部見直しにあたって～

令和2年3月に「新たな教育センター基本構想」（以下「基本構想」という）をとりまとめました。その後、GIGAスクール構想による学校の急速なICT化や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、教育分野を含めた社会を取り巻く状況が変化しました。

一方、令和2年度には、市内各方面から集まりやすい立地場所の選定や、市有地及び民有地を対象とした不動産用地に関する情報を収集するとともに、新たな教育センターの整備に向けた諸条件の整理を行いました。

このような社会状況の変化と立地及び整備手法の検討を踏まえ、令和2年3月に策定した基本構想の一部を見直すこととしました。

◇「新たな教育センター基本構想」策定の経過

教育文化センターは平成23年3月の東日本大震災で大きな被害を受け、耐震上の問題により平成25年3月に閉鎖しました。教育文化センターに設置されていた研修・研究施設や教育相談、学校教育事務所等は複数の民間ビルに分散することとなりました。

施設が分散したことや、設備が整った研究スペースが失われたこと等により、教育センター機能である調査・研究活動や研修事業、教育相談業務等は大変非効率な状況となっており、本市の教育の発展に多大な支障が生じていることから、教育委員会事務局においては、教育センターの再整備に向けた府内調整を進めてきました。

平成30年度に入り、教育委員会事務局内に検討プロジェクトを設置し、現在の教育センターにおける活動の実態調査や新たな教育センターの理念や機能、必要な施設内容や施設規模等について検討を進めました。令和元年度には、調査・検討結果を踏まえ、引き続き検討部会及び府内プロジェクトを設置し、有識者にも意見を伺いながら、教育センターの現状や課題の把握、新たな教育センターを整備する際の施設コンセプトや導入機能及び規模等の検討を行い、令和2年3月に基本構想としてとりまとめを行いました。

1 基本構想における新たな教育センターの整備方針

(1) 基本理念

「子どもの新たな学びを創造する『教育デザインラボラトリー』」

～産学官と連携し、子どもの教育に関わる様々な人々が集い、互いを刺激し合う開放的でクリエイティブな教育センター～

(2) 目指す教育センターの像

- 「多様な主体が新たな考えを持ち寄り、子どもの学びを創造」（オープンイノベーション）
- 「子どもの成長に関わる人々の結節点」（コミュニケーションのプラットホーム）
- 「自宅や学校・職場を離れ、多様な価値観に出会う場」（サードプレイス）

- ・新時代の到来を見据え、企業や大学、教育関係機関等、教育に関わる様々な人々をはじめ、教育分野に加え、国際交流、ICT、福祉、医療、環境等、様々な分野の人々と連携・協働することで、多様な価値観で、教育活動の充実を図ります。
- ・教育に関する最新の情報や専門的な知見、新しいアイデアに触れることで、創造的な教育活動を促進します。
- ・子どもの豊かな学びや育ちのため、様々な課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添い、多様な個性を引き出し輝かせます。
- ・教職員の主体的な学びを支援するとともに、自宅や学校・職場以外の場として、様々な人々と出会い、つながりを持つことができ、安心して学べる機会を提供します。

(3) 核となる機能

新たな教育センターの基本理念を実現していくため、「調査・研究・開発」を核とした「人材育成」「教育相談」「発表・発信」の4つの機能を構想・集約し、各機能の連携により相乗効果を発揮していきます。調査・研究・開発を核として機能を集約することで、教育相談や学校教育事務所等の教育現場から得た課題について研究し、その効果を共有することで、より実践的な研修を通した人材育成や、専門性の高い教育相談を行います。

(4) 基本構想における教育センターの機能

ア 調査・研究・開発

(ア) 根拠に基づく教育政策の推進 (EBPM)

- ・約26万人の児童生徒の学力・学習状況調査等のデータや各種の教育統計を分析・活用し、状況把握や教育施策への効果検証を行います。その内容について、学校の授業改善や教育施策に生かすとともに、保護者や地域等と共有します。
- ・企業・大学等との連携を推進し、オープンイノベーションによる教育課題の解決に取り組みます。

(イ) 教育情報の蓄積・共有・活用

- ・研究に生かせる図書、資料、教材、指導案等の情報を一元的に収集・管理し、教職員が手軽に検索・閲覧をできるようにすることで、教職員の主体的な研究を支援します。
- ・教職員、教育関係者、保護者、市民向けに教育関連情報の提供を行います。

(ウ) ICT を活用した新たな学びの手法の研究・開発の推進

- ・ICT機器等を整備し、ICTを活用した先駆的な研究や教材開発を行うとともに、ICTを活用した子ども一人ひとりへの学びの機会を保障します。

(エ) 一人ひとりを大切にした学びの推進（質の高い学習指導・誰一人取り残さない学び）

- ・キャリア教育（自分づくり教育）や ESD 等、地域や社会、自然等と触れ合う豊かな体験を通して探究的な学習を行うためのカリキュラムの編成と、授業改善の研究を行います。また、学校種や教科等にとらわれない教職員同士の交流を促進するための仕組みづくりを行います。
- ・大学、企業、地域等、学校と連携する外部人材の活用や、社会に開かれた教育課程の実現等の質的向上に向けた研究を行います。
- ・日本語指導が必要な児童生徒への支援やいじめ・不登校児童生徒への支援等の教育課題研究、学習指導案や単元づくり等の日々の授業改善など、学校現場のニーズを踏まえた実践的な研究を行います。
- ・保育・幼児教育から小学校・中学校・高等教育までの連続性のあるカリキュラムの開発を行うとともに、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの効果的な学習等の具体的手法や取組の研究・開発を行います。

イ 人材育成

(ア) セルフマネジメントに基づいた研修体系の構築

- ・教職員による主体的な選択研修を重視し、教職員一人ひとりが人材育成指標に基づき、自己の資質・能力の育成の上で、自分の強みや課題となる部分を認識できる仕組みや、自分に必要な研修を選択できる仕組みを構築します。
- ・教職員が受講した研修の履歴や、実施された研修資料等を必要な時に活用できるように管理を行います。

(イ) 実践的な研修等の推進

- ・多様化する研修ニーズに対応するために、研修を企画する課室が連携し、特別支援教育、いじめ、合理的配慮、児童生徒支援・指導等、学校種や教科、職種等を越えた研修企画を行います。
- ・次世代を見据え、AI 等学びの先端技術を活用できる能力や、教職員の ICT 活用指導力のさらなる育成を図ります。
- ・SSW、カウンセラー、地域学校協働活動推進員、部活動指導員、学校司書等の子どもの育成に関わるスタッフへの研修の充実を図ります。
- ・教職員の時間と場所の制限を超えた学びが可能となるよう ICT 環境を整備し、情報提供型研修を e ラーニングで行い、集合研修では対話や体験を充実させて研修効果をさらに高めていきます。
- ・子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な指導・支援を行っていくため、すべての教職員にインクルーシブ教育に対する専門性の向上を図ります。
- ・無線 LAN や録画機器等、ICT 機器を活用した研修スペース等の確保を図ります。

(ウ) 大学・企業等との連携の推進

- ・大学や企業、関係機関、民間団体、地域等と連携し、新たな教育センターが連携ネットワークの窓口となり、教職員が学校外の人材とともに学び続け、新たな専門性を身に付ける環境づくりを行います。

ウ 教育相談

(ア) 総合的な相談体制の構築

- ・教育総合相談センターが担う不登校、友人関係等の一般教育相談及び心理・医療等に関する専門相談と、特別支援教育総合センターが担う特別な支援を必要とする子どもへの就学相談や教育相談を新たな教育センターへ統合します。
- ・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、相談の申込みから支援まで組織的な対応ができる仕組みをつくりていきます。また、相談の専門性を高めることを目的とした育成体制の整備を行うとともに、学校への専門的なアセスメントを行う等の学校支援を行います。
- ・国や他都市における実例や本市が蓄積した相談支援実績に基づく、よりよい支援の在り方や学校に役立つ支援方法等の研究・開発、学校の対応力の向上を目指した研修を行います。

(イ) 相談機能

- ・児童生徒・保護者からの不登校やいじめをはじめとする性格・行動・心身の発達・障害・学校生活・家庭生活等の教育に関する相談に対応します。対応に当たっては、専門職による複合的なアセスメントを行います。
- ・児童生徒一人ひとりの状態像及び保護者の意向等を総合的に勘案し、ふさわしい学びの場を判断していきます。

(ウ) 研究・研修機能

- ・相談支援実績をデータベース化し、より効果的な相談の在り方の検討や、支援方法、ツール等の研究開発を行います。
- ・教職員を対象に児童生徒理解・特別支援教育等の研修を行うとともに、保護者向けにも研修を行います。

(エ) 不登校支援機能

- ・児童生徒・保護者・教職員からの不登校に関する相談に対応します。また、保護者を支えるための学習会等を開催するとともに、不登校を支援する民間支援団体と連携し、地域における学習保障や子どもの居場所の確保等に努めます。

二 発表・発信

(ア) 児童生徒の学習成果・表現活動の発表

- ・児童生徒の学習成果や表現活動の発表・展示を行い、学校間や保護者・地域の方々に子どもの成長と教育の成果を共有します。

(イ) 研究や実践の成果発表

- ・教育研究・実践の成果を蓄積し、日々の研究活動や授業実践に生かすとともに先進的な研究成果を国内外に発信します。また、大学や企業等との活動報告やイベントを実施します。

(ウ) 教育情報の収集・提供

- ・学校や企業等から教育分野における公民連携に関する相談・具体的な提案を受け付け、実現に向けた検討や調整を行います。

2 基本構想策定後の状況変化

基本構想策定（令和2年3月）後まもなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市立学校の臨時休業や、様々な教育活動が中止・変更となるなど、社会を取り巻く状況が大きく変化しました。また、GIGAスクール構想に基づき、市立学校に令和2年度中に1人1台端末が整備され、ICT化が一気に加速しました。

新たな教育センターの整備に向けた検討を進めていく中で、これらの状況変化を踏まえた基本構想の見直しが必要となりました。

3 基本構想の一部見直しの考え方

新たな教育センターの整備にあたっては、現在、分散した教育センター機能の課題を解決しつつ、基本構想策定後の状況変化を踏まえた機能の強化、時代の変化に柔軟に対応できる施設とし、最先端の ICT を活用した「（仮称）スマート教育センター」を目指していきます。

（1）教育分野のデジタル化を推進し、データに基づく研究を強化

新たな教育センターにおいては、授業改善やいじめ、不登校、健康などの様々なテーマについて、最先端の ICT を活用しながら、教育に関する情報及びデータを収集・分析し、その結果を教員の指導方法など教育現場に反映する役割が求められます。

本市は、全国最大の政令指定都市として、508 校の市立学校と約 26 万人の児童生徒が在籍しております、大きなポテンシャルを有しています。また、教育に関するより高度な研究を、教育委員会事務局や学校だけで担うのではなく、企業や大学等との連携による研究の共同体制を築くことも求められています。

学校をはじめとした教育分野のデジタル化を推進するとともに、データに基づく研究を強化していきます。

（2）教職員の働き方改革を見据えたオンライン研修・会議の実践

教職員の働き方改革の推進が引き続き求められる中、あらゆる場面で教職員の負担軽減について検討する視点が必要です。研修・会議については、規模に関わらず、オンラインによる開催を基本とし、リアルに集まる機会を精選します。

リアルに集まる必要がある機会としては、「創造的な議論や機微なテーマ」、「模擬的な授業講座」、「方針や危機管理をダイレクトに伝える方が効果的な場合」などがあげられます。また、研修・会議には、知識や情報共有の面だけではなく、初任者や管理職等の精神面のケアや OJT の役割もあり、リアルに集まる機会も必要です。

さらに、日々児童生徒や保護者、地域と接する教員は、目や表情を見てコミュニケーションをとり、信頼関係を構築することは重要なスキルであることから、対面で触れ合う機会を多く持つことが大切であり、オンラインとリアルのベストミックスで研修・会議を開催していきます。

（3）基本構想時の施設規模の精査

オンライン研修・会議の普及や民間施設の活用可能性を踏まえ、基本構想時の床面積（12,000 m²）を精査します。研究・研修室や執務室面積の精査を行うとともに、ホール機能については設置を見送り、民間施設を有効活用していきます。

また、施設計画にあたっては、用途に応じて可動式間仕切りで分割するなど、フレキシブルに活用できる設えとするとともに、e ラーニングやオンライン研修、授業動画の収録や配信設備を整備し、社会状況の変化に柔軟に対応する機能を設けることとします。

4 整備方針

（1）立地場所・施設規模

新たな教育センターの立地場所は、企業・大学等との連携によりイノベーション創出の可能性があること、教育センターを利用する児童生徒・保護者、また、教職員の負担軽減の視点から各市立学校からアクセスが良好であること、市庁舎との連携が容易であること等を考慮して、「閑内・桜木町駅」周辺に設置します。また、施設規模は、基本構想策定時から機能と規模を精査し、新たな教育センターの床面積は、12,000 m²から 8,300 m²とします。

(表1)「基本構想の一部見直し」と「基本構想」の諸室等の比較 ※保育・幼児教育センター含む

一部見直し案			基本構想	
機能	諸室	床面積	機能及び諸室	床面積
研究・研修機能等	「まなびラボ」 研究・研修スペース、待合・ホワイ工、トイレ、講師控室、椅子・机庫、倉庫、搬入スペース 「オープンイノベーションルーム」 企業・大学等との共同研究室、倉庫 「フューチャールーム」 ライブ配信スタジオ、調整・編集室、倉庫 その他 教職員用相談室、トイレ、廊下 他 社会教育支援拠点 事務室、情報コーナー、研修室	2,600 m ²	研究・研修室 一般研究・研修室、実技系研究・研修対応 他	2,200 m ²
			ホール(定員:1,000名) 研究発表、大規模研修、学校行事を開催	2,000 m ²
			コミュニケーションエリア等 児童生徒の作品展示、イベント・交流スペース、社会教育支援スペース 他	1,100 m ²
執務室等	執務室(保育・幼児教育センター含む) 教育課程推進室、教職員育成課、小中学校企画課情報教育担当、こども青少年局子育て支援課 来庁者対応エリア 書庫・倉庫 情報関連スペース サーバールーム、サポートデスク、物品スペース、会議室 共通諸室	980 m ²	研究・研修に関する執務室 教職員育成課、小中学校企画課(情報教育担当)、こども青少年局保育・教育人材課	720 m ²
			管理運営室 所長、総合調整部署	200 m ²
学校教育事務所	執務室 東部学校教育事務所 来庁者対応エリア 書庫・倉庫 会議室 授業改善支援センター(ハマ・アップ)	760 m ²	学校教育事務所 ※方面別学校教育事務所のうち1か所 ※授業改善センター(ハマ・アップ)を併設	930 m ²
教育相談機能	一般・専門相談諸室 相談室、面接室、ブレイルーム、待合室、電話相談ブース 特別支援教育相談諸室 相談室、心理検査室、聴覚・言語検査室、ブレイルーム、観察室、データ用観察室、評価訓練室、貸出用教育機器倉庫、作業能力検査室、作業能力検査相談室、見守りルーム、図書資料室、資料保管倉庫、待合室、会議室 相談機能共通 執務室(人権教育・児童生徒課、特別支援教育相談課)、書庫・倉庫、エントランス、利用者トイレ、廊下 他	2,320 m ²	教育総合相談センター 一般教育相談、24時間子ども SOS ダイヤル、学校生活あんしんダイヤル、専門相談(心理・医療相談) 特別支援教育総合センター 特別な支援が必要な子どもの就学・教育相談、教職員研修等	2,450 m ²
専用面積計	6,660 m ²		9,600 m ²	
共用面積	1,640 m ²		2,400 m ²	
延床面積	8,300 m ²		12,000 m ²	
駐車場	来客用約 10 台(内車椅子使用者用1台以上)		同左	

(2) 各機能の必要諸室と面積の考え方

新たな教育センターにおける様々な活動に対して、フレキシブルに利用できる設えとします。また、将来のICTの変化に柔軟に対応できるような構造、ネットワークを構築します。

ア 研究・研修機能

現在は、横浜花咲ビル2、3階(12室、計945人収容)と、特別支援教育総合センター(5室、計260人収容)の研究・研修室にて運営を行っています。

新たな教育センターにおける研究・研修機能は、「まなびラボ(研究・研修スペース)」、「オープンイノベーションルーム(企業・大学等との共同研究室)」及び「フューチャールーム(ライブ配信スタジオ)」によって構成し、その他、受付や倉庫、トイレ、教職員用相談室等を擁する施設とします。

(ア) まなびラボ(研究・研修スペース)

主に教職員が利用する研究・研修スペースで、300人程度の集合研修や講座の開催が可能な500m²広さを1室確保し、待合・ホワイエ、トイレ、講師控室、椅子・机庫、倉庫、搬入スペース等をあわせたものを想定面積とします。可動間仕切りで2分割可能なスペースとし、様々な活動(講演会、講習会、研修会、成果発表会、作品展示等)にフレキシブルに活用できる室とします。

その他、3室に分割可能な192m²の室を1室、2室に分割可能な128m²の室を3室確保します。

(イ) オープンイノベーションルーム(企業・大学等との共同研究室)

教職員だけではなく、企業や大学関係者も利用が想定されるスペースで、2室に分割可能な128m²の室を1室確保します。

(ウ) フューチャールーム(ライブ配信スタジオ)

主に教職員が利用する部屋で、ICTや防音機能が強化されたスタジオを2室確保します。

授業に関する動画の作成・配信、また、授業や講演などのオンライン配信、オンライン会議が実施し、調整・編集室及び専用の倉庫を擁する施設とします。

(表2)研究・研修機能の床面積

機能	室名	一室当たり面積	室数	床面積
まなびラボ (研究・研修スペース)	2室に分割可能	500 m ² /室	1室	500 m ²
	待合・ホワイエ、トイレ			360 m ²
	講師控室	10 m ² /室	2室	20 m ²
	椅子・机庫、倉庫、搬入スペース	180 m ² /室	1室	180 m ²
	3室に分割可能	192 m ² /室	1室	192 m ²
	2室に分割可能	128 m ² /室	3室	384 m ²
オープンイノベーションルーム (企業・大学等との共同研究室)	2室に分割可能	128 m ² /室	1室	128 m ²
	倉庫	50 m ² /室	1室	50 m ²
フューチャールーム (ライブ配信スタジオ)	スタジオ	64 m ² /室	2室	128 m ²
	調整・編集室	64 m ² /室	1室	64 m ²
	倉庫	32 m ² /室	1室	32 m ²
その他	教職員相談室、トイレ、廊下他			372 m ²
合計				2,410 m ²

イ コミュニケーションエリア等

基本構想時には、コミュニケーションエリアは、

- ・「児童生徒の作品展示」や「企業や大学等と交流できるオープンスペース」(1,000 m²)
- ・社会教育を支援するための拠点としてのスペース(100 m²)

の2つの機能を想定していました。

このうち、「児童生徒の作品展示」は、既に西区宮崎町に「横浜市民ギャラリー」が整備され、その機能は補完されていることから、新たな教育センターでは来庁者対応エリアやエレベータホールなどのスペースを有効利用することとします。

また、「企業や大学等と交流できるオープンスペース」については、研究・研修機能に「企業・大学等との共同研究室」を設けることから、設置を見送ることとします。

社会教育支援拠点は、市民の生涯学習や社会教育の推進、生涯学習・社会教育関係職員の人材育成を行う施設であり、新たな教育センターにおいては、事務室を50 m²、情報コーナーを40 m²、専用の研修室として100 m²を計画します。

ウ 執務室等（保育・幼児教育センター含む）

執務室は、新たな教育センターの研究・研修機能に係る職員の執務に必要となる諸室で、在籍する職員数は102人とします。執務室には、事務室、受付、職員用の打ち合わせ・休憩スペース、ロッカーリーム等を想定し、面積は、横浜市庁舎の執務室の面積より算定される1人あたりの面積4.2 m²/人を基準として、430 m²を計画します。

執務室への来訪者を対応する来庁者対応エリアは、横浜市庁舎の執務室の面積より算定される1人あたりの面積である0.7 m²/人を基準として算定し、70 m²を計画します。

執務室に必要となる書庫及び倉庫は、管理運営事務室面積の13%（「平成22年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）」に準ずる考え方）として算定し、430 m²の執務室面積に対して55 m²を計画します。

会議室は、一人当たり面積を2 m²とし、共用会議室・専用会議室として、15人用会議室(30 m²)を3室、10人用会議室(20 m²)を2室設けます。

その他、情報教育関連スペースとして、サーバールーム、サポートデスク等を設けます。

また、新たな教育センターの職員が利用する、共通諸室（更衣室、休養室及び防災服倉庫）を他の機能とは別にまとめて配置します。

○保育・幼児教育センター

現在、保育・幼児教育に関する研修や幼保小連携事業をこども青少年局子育て支援課で実施しています。

新たな教育センターの整備に併せて、4つの機能（①調査・研究・開発、②人材育成、③相談、④情報発信）を有する保育・幼児教育センターを設置し、小学校の研究部門とのさらなる連携強化とともに、研修室等を共有することで施設・設備の有効活用を図ります。

- ・保育・幼児教育施設の種別を超え、保育士や幼稚園教諭が実践研究や研修を行います。
- ・保育や幼児教育に関する図書や映像などの情報を集約し閲覧できるようにするだけでなく、保育・幼児教育施設の職員からの相談も受けられるようにします。
- ・保育・幼児教育の研究部門と小学校低学年を中心とした小学校教育の研究部門との連携を強化します。
- ・東部学校教育事務所の授業改善支援センター（ハマアップ）の機能とも連携します。

(表3)執務室等の床面積

室名	1室当たり面積	室数	床面積
執務室(職員用の打ち合わせ、休憩スペース等含む)	430 m ² /室	1室	430 m ²
来庁者対応エリア	70 m ² /室	1室	70 m ²
書庫・倉庫	55 m ² /室	1室	55 m ²
サーバールーム	10 m ² /室	1室	10 m ²
サポートデスク(業者執務スペース)10人	80 m ² /室	1室	80 m ²
物品スペース	25 m ² /室	1室	25 m ²
会議室(15人×1室、10人×1室)			50 m ²
共用会議室(15人×2室、10人×1室)			80 m ²
コモンスペース	125 m ² /室	1室	125 m ²
合計			925 m ²

(表4)共通諸室の床面積

諸室	内容	床面積
更衣スペース	・着替えを必要とする時に利用	5 m ²
休養室(医務室)	・職員の体調が悪い時等に利用(ベッドを2床設置できる規模の部屋を男女各1室)	30 m ²
防災服倉庫	・新たな教育センターに常駐を予定する職員の人数分(約260人)の防災服ケースを収納	20 m ²
合計		55 m ²

エ 東部学校教育事務所

現在の東部学校教育事務所は、横浜花咲ビルの4階(1,000 m²)で運営を行っています。

東部学校教育事務所は、担当校(112校:令和3年4月1日現在)の教職員人事や学校経営の指導・助言、学校事務支援、また「授業改善支援センター(ハマ・アップ)」を併設し、授業づくり講座や相談を行っています。

新たな教育センターと同一の施設で執務を行うことで各機能と連携を強化しつつ、「授業改善支援センター(ハマ・アップ)」は、保育・幼児教育センターと連携して運営していきます。

職員数は56人と想定し、事務室の面積は、横浜市庁舎の執務室の面積より算定される1人あたりの面積である4.2 m²/人を基準として算定し、235 m²と計画します。

来訪者を対応する来庁者対応エリアは、横浜市庁舎の執務室の面積より算定される1人あたりの面積である0.7 m²/人を基準として算定し、40 m²を計画します。書庫・倉庫の面積は事務室面積の13%として算定し、30 m²を計画します。また、東部授業改善支援センター(ハマ・アップ)は、275 m²を計画します。

(表5)東部学校教育事務所の床面積

室名	1室当たり面積	室数	床面積
執務室(職員用の打ち合わせ、休憩スペース等含む)	235 m ² /室	1室	235 m ²
来庁者対応エリア	40 m ² /室	1室	40 m ²
書庫・倉庫	30 m ² /室	1室	30 m ²
会議室	90 m ² /室	2室	180 m ²
授業改善支援センター(ハマ・アップ)	275 m ² /室	1室	275 m ²
合計			760 m ²

オ 教育相談機能

教育相談は、不登校やいじめ、特別な支援を必要とする学びの相談など、児童生徒やその家

庭に関わる様々な教育相談をワンストップで対応する機能として、次の運営や活動を行っています。

- 一般・専門相談及び特別支援教育に関する相談
- 研究活動、研修会の開催
- 外部向けの講習会の開催

現在の教育相談機能は、電話による一般教育相談及び24時間子どもSOSダイヤル、親子並行面接を行う専門相談として、横浜花咲ビル6階の教育総合相談センターにおいて運営されています。また、特別支援教育に関する相談は、保土ヶ谷区仏向町の特別支援教育総合センターにおいて運営されています。

新たな教育センターでは、一般・専門相談と特別支援教育に関する相談をワンストップ化するためには、教育総合相談センターと特別支援教育総合センターを統合します。教育相談に必要な相談室・面談室、電話相談ブースのほか、プレイルーム等の必要諸室、教育相談機能に係る職員の執務室を現状の運営状況と施設面積を踏まえて計画します。教育相談機能の研究・研修室については、新たな教育センターの研究・研修スペースを共用します。

(表6)教育相談機能の床面積

室名	利用区分	1室当たり面積	室数	面積
相談室	○	16 m ² /室	5室	80 m ²
面談室	○	14 m ² /室	1室	14 m ²
電話相談ブース	○	4 m ² /室	4室	16 m ²
プレイルーム(大)	○	65 m ² /室	1室	65 m ²
プレイルーム(小)	○	30 m ² /室	1室	30 m ²
待合室	○	50 m ² /室	1室	50 m ²
インテーク室(4人×2室)	○	10 m ² /室	2室	20 m ²
相談室(大)	●	30 m ² /室	3室	90 m ²
相談室(小)	●	16 m ² /室	17室	272 m ²
心理検査室	●	12 m ² /室	19室	228 m ²
聴覚・言語検査室	●	20 m ² /室	1室	20 m ²
プレイルーム(大)	●	65 m ² /室	2室	130 m ²
観察室	●	20 m ² /室	2室	40 m ²
データ用観察室	●	8 m ² /室	3室	24 m ²
評価訓練室	●	70 m ² /室	1室	70 m ²
作業能力検査室	●	45 m ² /室	1室	45 m ²
作業能力検査相談室	●	30 m ² /室	1室	30 m ²
見守りルーム	●	40 m ² /室	1室	40 m ²
貸出用教育機器倉庫	●	50 m ² /室	1室	50 m ²
図書資料室	●	50 m ² /室	1室	50 m ²
資料保管倉庫	●	50 m ² /室	1室	50 m ²
待合室	●	50 m ² /室	1室	50 m ²
会議室(20人×1室)	●	40 m ² /室	1室	40 m ²
利用者トイレ	◎	50 m ² /室	2室	100 m ²
執務室(職員用の打ち合わせ、休憩スペース等含む)	◎	420 m ² /室	1室	420 m ²
書庫・倉庫	◎	55 m ² /室	1室	55 m ²
エントランス・廊下等 他	◎			241 m ²
合計				2,320 m ²

利用区分凡例： ○:一般・専門相談、●:特別支援教育相談、◎:教育相談共通

力 共用部分の考え方

共用部分とは上記アからオまでの各機能の床面積の合計（専用面積）以外で、教育センターの機能として必要となる諸室や、共用利用ができる機能、専用部分をつなぐ動線等の機能で共用部分の面積は、専用面積の25%相当で計画します。

(表7)共用部分の諸室

諸室	必要となる機能等
エントランス	・エントランスは機能ごとに設置(教育センター全体のエントランスは建物全体のエントランス)
トイレ	・トイレは一般、車椅子使用者用を設置
給湯室	・給湯室は各機能内または共用部分に設置
倉庫	・必要とする倉庫が専用エリアで確保できない場合は、共用部分に設置 ・掃除用具、ゴミ置き場等の倉庫については、全体共用部分に設置
廊下・階段	・バリアフリー・ユニバーサルデザインの対応
エレベーター	・教育相談利用者のプライバシーを守るうえで必要となる機能を有するもの1台以上設置
駐車場	・一般車用を10台、車椅子使用者用を1台確保(駐車場から教育相談の受付まではプライバシー確保と円滑な移動ができる位置と動線及び設備を確保)

5 整備手法及び事業者の公募

市の財政負担の軽減と平準化、教育センターとして適切な立地での整備・質の担保の観点から、関内・桜木町駅周辺で必要な規模が設置できる敷地において、民間事業者が施設の整備を行い、市が賃借する手法により整備を行います。

(1) 事業費比較

令和元年度の基本構想策定後、令和2年度の検討において、新たな教育センターの整備にあたり、市が自ら施設を整備する「従来方式」、民間活力を導入して建物を整備する「PFI方式」と、民間事業者が整備した施設を市が賃借する整備手法「建物賃借方式」の事業費比較を行いました。その結果、「従来方式」や「PFI方式」に比べ、「建物賃借方式」の方が概算事業費が下回る結果となりました。

令和3年度には同じ手法により、精査した面積(8,300m²)で再度試算を行ったところ、同様の結果となりました。(表8)

しかし、建物賃借方式において試算に用いた関内・桜木町駅周辺の賃料相場は、建物の規模や築年数など平均的なものであり、新築ビルでかつ、一部質の高い設備(相談等のための防音設備やICT設備)の場合は、試算結果よりも総事業費が上回る可能性があります。

このため、公募にあたって想定する賃料は平均的な相場を参考としつつ、新築整備を想定したPFI方式による試算の総事業費を上回らない範囲とすることとします。

(表8)事業費の試算結果比較

事業方式	工事費（用地費・設計費含む）(a)	年間賃料(b)	年間維持管理運営費(c)	総事業費=(a)+(b)×年+(c)×年		
				20年間	30年間	50年間
従来方式	5,561百万円	-	392百万円	134億円	173億円	252億円
PFI方式	4,919百万円	-	373百万円	123億円	161億円	236億円
建物賃借方式	-	373百万円	47百万円	84億円	126億円	210億円

※1 施設規模は、8,300 m²で算定。

※2 年間賃料は、関内・桜木町駅周辺の賃料相場（月額12,400円/坪、共益費含む）。賃料や共益費が公開されていた物件情報をもとに算定（関内・桜木町駅周辺に参考となる新築オフィスビルではなく、築年月が1980年以降の既存ビルを参考）。

※3 年間維持管理運営費は、設備の保守点検費用や清掃委託費、共用部分の水道光熱費等を計上。

※4 事業費の試算は、四捨五入による計上のため、総事業費は概数。

（2）公募において想定する賃借期間・想定事業費等

新たな教育センターで行う事業は、研究や人材育成、相談など、長期にわたる性質を有するものであり、時代の変化とともに不要となる事業ではありません。また、賃借期間という面では、短期での賃借とすると年間あたりの賃料が高くなることが想定され、毎年度の事業費負担の軽減・平準化が図れない可能性があります。一方で、賃借期間が長期にわたりすぎる場合は、建物や設備の老朽化等の点からリスクと言えます。

こうしたことから、想定する賃借期間は50年とし、PFI方式での総事業費約236億円を上回らない範囲で公募・選定を行います。

なお、50年にわたる長期の賃借期間となることから、社会状況等の変化に一定程度、対応できるよう、賃借期間中において面積や賃料の見直し等が可能な公募内容にしていきます。

（3）事業者の公募

事業者を選定するにあたっては、公募型プロポーザル方式により、一定の条件を満たす提案事業者を募集し、提案資格があると認めたものから当該施設整備に係る必要書類の提出を受けます。

提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、賃料のほか、新たな教育センターの機能が十分に発揮できる設え、事業の理解度、取組姿勢等を含めて、総合的な視点で審査及び評価を行い、新たな教育センターの整備に最も適した事業者を選定します。賃料のみならず、総合的に評価することで、質の担保と事業費のバランスが取れた整備を実現します。

（4）事業スケジュール

令和3年度に事業者の募集を開始し、令和4年度に事業者の選定・基本協定を締結します。

令和9年度中に賃貸借契約を締結し、令和10年4月の開業を予定しています。

(表9)開業までのスケジュール(予定)

年度	令和3年度	4年度～6年度	7年度～9年度	10年度
実施内容	・基本構想一部見直し ・事業者の募集	・事業者選定 ・基本協定締結 ・基本設計～実施設計	・工事～竣工 ・賃貸借契約締結(9年度)	開業予定



横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-3243

FAX 045-663-3118